

農政情報

- | | |
|------|---|
| 主な記事 | 1. 政府が令和5年度予算案を閣議決定
2. 全国農業委員会代表者集会が開かれる
3. 農地法制の在り方研究会での検討スタート
4. 土庄町農業委員会で改選 |
|------|---|

農業委員会関係予算は地域計画推進の観点から一部拡充 政府が令和5年度予算案を閣議決定、農林水産関係は2兆2683億円

政府は令和4年12月23日、一般会計総額が前年度比6.3%増の114兆3,812億円の令和5年度予算案を閣議決定した。令和5年度農林水産関係予算は、前年度比0.4%減の2兆2,683億円で、令和4年度補正の8,206億円と合わせると3兆円超となった。

■農業委員会組織関係予算は地域計画を推進する観点から一部拡充

農業委員会組織関係予算は、これまでと同様に『農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進』として位置づけられた。

地域計画における目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構の活用拡大、農業委員会による目標地図の素案作成を含む農地利用の最適化活動に必要な経費を支援する。

また、目標地図の素案作成を支援するため、「地域計画策定推進緊急対策事業」として7億9,900万円が新規措置され、この中で「農業委員会推進事業」として、地域計画における農業委員会による目標地図の素案作成の取り組みを支援対象としている。

■機構集積支援事業

市町村農業委員会が実施する遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を関するデータベースの運用等を

支援する。

対前年度2億3,000万円減の27億5,700万円となつたが、農業委員会サポートシステムに関連するデータベースの開発が令和4年度に終了することから、その経費2億6,400万円が減額となったことで事業全体でも減額となつた。

■農業委員会交付金

農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援するもので、前年度と同額の47億1,800万円が措置された。

■農地利用最適化交付金

本交付金は、農地利用の最適化のための農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付し、両委員の報酬の上乗せを図るものとして平成28年度より措置されている。

令和3年度事業における活用は活動実績払いが1,150委員会(67.8%)、成果実績払いが429委員会(25.3%)であったが、令和4年度の運用見直しにより全農業委員会に交付額が割り当てられるという、補助事業でりながら実質的に第2の農業委員会交付金の扱いとり、農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動の強化に期待し、令和5年度も前年度同額となつた。

本交付金を令和6年度以降も確保するためには、令和4年度及び令和5年度に不用を出さないよう十分に活用することが不可欠である。

また、令和4年12月12日には全ての農業委員会に対して、国から予算配分がなされた。これまで予算を使えない理由となっていた市町村の上乗せ報酬条例がなくとも、一部事務費や臨時職員の人事費等に活用できるようになっており、本交付金をできる限り活用することが必要である。

※令和5年度予算の折衝状況

令和4年度から農業委員会が活動日数等の目標を設定し、その実現に向け取り組みを強化するとともに活動の結果を活動記録簿に記帳しながら活動の共有と可視化に取り組むことを踏まえ、「農地利用最適化交付金」について従来以上に活動実績を反映させるため、これまで成果実績が活動実績のウェイトを上回っている仕組みを逆転させ活動実績のウェイトを高めることにした。併せて、事業の活用を希望する農業委員会の申請に基づき交付する方式から農業委員会の活動実績に応じて全農業委員会に交付額を割り当てし、補助事業でありながら予算額を全額交付する交付金的運用に切り替えられた。そしてこの農業委員会の取り組みを支援するため、令和3年度の実績が6割未満の執行であったにもかかわらず同額の51億円が措置された。

令和5年度については、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が施行され、令和7年度までの地域計画策定重点期間が始まり、農業委員会の取り組みが更に重要となることから、令和4年度と同額の51億円が要求された。

実績をもとに厳しい査定を迫る財務省は農業委員会の取り組みを徹底して明らかにすることを迫り、農地利用最適化交付金は新しい仕組みとなった初年度でありかなら農業委員会の活動実績が焦点となり「全農

業委員会」からの活動実績の報告が積み上がったことが要求予算確保の決め手となつた。しかしながら令和6年度当初予算概算要求にあたっては令和4年度の執行状況を反映させる旨の厳しい指摘がなされた模様である。

■農地中間管理機構による集積・農地集約化

「農地中間管理機構事業」は、対前年度5億1,600万円増の40億3,300円が措置された。農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費（農地賃料、保全管理等）及び事業推進費を支援。また、現地活動を強化するため、農地相談員（現地コーディネーター）を増員する。

「遊休農地解消緊急対策事業」は、対前年度2億5,800万円減の2億5,800万円が措置され、農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借り受け、簡易な基盤整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取り組みを支援する。

■農地の効率的な利用と人の確保・育成に関する予算

「農地利用効率化等支援交付金」は、対前年度5億2,900万円減の15億2,100万円が措置され、地域計画に農業を担う者として位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化等に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

「農業経営・就農支援体制整備推進事業」は新規・組替で、5億1,300万円が措置され、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援する。

「令和5年度農業関係予算の確保等」に関する要請などを決議 令和4年度全国農業委員会会長代表者集会が開かれる



令和4年度全国農業委員会会長代表者集会((一社)全国農業会議所主催)が12月1日、東京都内の会場とオンラインとの併用で開催された。集会では、「令和5年度農業関係予算の確保等に関する要請決議」をはじめ、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進に関する申し合せ決議などを行ったほか、「人・農地プラン(地域計画)の策定」に関することなどの農業委員会活動事例報告があった。

冒頭の主催者挨拶で國井会長は「岸田総理の指示の下、現在「食料・農業・農村基本法」の見直しがされている。食料自給率の向上が喫緊の課題で、生産のための優良農地の確保が重要。農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に施行され、関係機関と連携し農業委員会の見える化を図り、意欲ある農業者に希望の持てる活動をしないといけない。本日の集会を契機に農地利用最適化活動のより一層取り組みをお願いする」と述べた。

3農業委員会からの事例報告では、名古屋市農業委員会の岩田会長から「一部を除いて目標地図の素案は既に作成されている。現在の農地集積率は62%となっている」、秋田市農業委員会の佐々木会長からは、「『農地利用最適化区域部会』は、市内を5地域に分けて農業委員と農地利用最適化推進委員がとも

に活動している。月1回会合を行い、区域内の問題を検討するとともに、先輩委員から新人委員への研修の場となっている。区域を越えた課題は総会で話し合われ、新規就農者への農地斡旋など解決をしている」、小松島市農業委員会の青木会長からは、「国から女性農業委員3割の目標が示され、対応を検討した。平成26年に3人の女性農業委員と話し合い、候補者のリストアップを行い、男性からの不満もあったが説得を行った。女性からの意見で、それまで女性が参加する機会が少なかった農作業安全のほか、6次産業化の研修会も行っている」との報告があった。

全国農業委員会女性協議会の横田会長からは「①女性委員がいない農業委員会を令和7年度までにゼロとし、②農業委員に占める女性の割合を令和7年度までに30%にする目標に取り組んでおり、皆さんの後押しをお願いする」との女性委員の登用率の向上に向けた決意表明があった。

なお、令和5年度農業関係予算の確保等に関する要請決議のポイントは次のとおり。

1. 食料安全保障の確立

昨今のウクライナ情勢等に伴い、世界の食料事情が急変する中、食料安全保障の確立のために必要な農林水産関係予算を十分確保すること。

食料・農業・農村基本法の見直しにあたっては、予断を持たず広く検討を行うこと。

2. 農地政策の強化

農業委員会と農業委員会ネットワーク機構に必要な予算である「農地利用最適化交付金」(概算要求額51億円)、「機構集積支援事業」(同29億円)、「農業委員会交付金」(同47億円)及び「農業委員会ネットワーク機構負担金」(同5億円)の確保に万全を期すこと。

担い手の確保や需要に応じた生産など検証部会で議論進む 食料・農業・農村基本法の検証・見直しへ

「食料・農業・農村基本法」に基づき農林水産省に設置されている「食料・農業・農村政策審議会は昨年9月29日、「基本法検証部会」を設置することを決め、既に6回の会合が開かれ、食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて議論が進められている。

これまで、「国内市場の将来展望と輸出の役割」、「国際的な食料安全保障に対する考え方」、「人口減少下における担い手の確保」、「需要に応じた生産」、「食料安定供給のための生産性向上・技術開発」が議題に上がっている。

委員である(一社)全国農業会議所の柚木専務理事は、担い手の確保にあたっては、「経営者の確保と労働力の確保という2つの視点がある。雇用労働者も増えており、後者の視点も重要。また、都道府県別や農業地域類型別の分析も重要。同様に、認定農業者につい

ては、年齢構造を地域別に分析することも重要。法人経営の基盤強化は大切だが、その法人の経営継続が困難となった際に、地域の中での相互補完をどうしていくかも想定しておく必要がある。また、集落営農の法人化も進んでいるが、継続性のあり方についても検討すべき」、また需要に応じた生産については「稲作からニーズのある作物への転換、とりわけ輸入の依存度の高い小麦や大豆の国産化には政策的な推進体制が非常に重要。水田全体で生産構造の再編を考えていく上では、地域別・経営規模別の作物の作付状況等、もう少し詳細な分析をしながら検討を深めることが必要。また、排水が難しい水田も多々あるので、専用品種等でニーズに合った対応ができるような研究や技術開発とそれに適した生産も進めていくことが必要」などと発言した。

「農地の確保は国の責務で法定化すべき」などの意見出される 農林水産省の「農地法制の在り方に関する研究会」がスタート

農林水産省は、今後の農地法制の在り方にについて具体的な検討を進めるため、農地制度やこれらの問題に精通した有識者等の意見を幅広く聴取することを目的に「農地法制の在り方に関する研究会」をスタートさせた。

この研究会は、①農用地等の確保に関する国の関与の在り方及び食料安保の観点に立ったゾーニングの在り方、②農地の適正利用強化策の在り方、③担い手の6次産業化、川下等との連携強化の支援策をテーマに、有識者ヒアリング及び意見交換を実施するとし、(一社)全国農業会議所の柚木専務理事、JA全中の馬場専務理事、豊田市産業部農政企画課の疋田課長、茨城県農林水産部農業政策課

の吉富課長など7名が委員となっている。

12月12日に開かれた第1回会合では、農地の確保に関して、「農地面積が依然として減少している中、農地の確保は国の責務であることを法定化すべき」、「農用地区域からの除外手続きは、市町村と都道府県で行われており、国の関与が一切ないことは問題」、「農地の総量確保にあたっては、地域振興と国の政策のバランスを取る必要があるが土地利用の個別ニーズへの対応が求められる市町村には難しく、国の関与が必要」、「農地の総量確保については、国と現場で認識のギャップがある。国民的運動により問題意識を共有化する必要」などの意見が出された。

土庄町農業委員会で改選、会長に濱中紀仁氏が再任



濱中紀仁会長

土庄町農業委員会では12月1日に改選があり、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名の体制となり、会長には、濱中紀仁氏が再任された。

この改選を受けて県農業会議では、12月20日、「農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会」を開き、農業委員会業務や農地法等への実務的な知識の習得を支援した。

令和5年産主食用米「生産の目標」10,800ha(生産量換算53,568t) 県農業再生協議会が決定

県農業再生協議会は12月20日、第34回総会を開き、令和5年産主食用米の「生産の目標」を決めた。令和4年産と同じ目標面積となる、「10,800ha」、生産量換算値で53,568 tとした。令和4年産（10月25日現在）は11,300ha、生産量換算で56,600 t、令和3年産実績は12,600ha、62,496 tとなっている。

本県の主食用米の作付面積は毎年400ha規模で減少しており、引き続き米の産地としての生産量の確保や水田農業の維持を図ることとし、全国の需給見通しを踏まえ、県産米の需要・販売動向や作付実績などに基づき、令和4年産の作付面積を維持するために「生産の目標」を設定した。

飼料用米やWCSなど、非主食用米の「生産の目標」は前年から増やす530haとしている。

また、今後の水稻生産、水田の有効活用による水田農業の振興に向けては、
○二毛作を基本とした水稻の作付面積と生産量の確保、
○「おいでまい」を核とした主食用米の戦略的な生産、
○主食用米から非主食用米に転換するなど、

需要に応じた非主食用米の安定的な生産の3点を重点的に取り組むとしている。

(参考) 令和4年度産地交付金の見直し後の助成単価については、

◇新規需要米生産助成 11,000円／10 a

※飼料用米、加工用米、WCS用稻の作付面積に応じて助成

◇新市場開拓用米生産助成

40,000円／10 a

※輸出用米の作付面積に応じて助成

◇加工用米生産助成 12,000円／10 a

※加工用米の作付面積に対して助成

◇麦担い手集積助成 2,000円／10 a など

※担い手の麦類の作付面積に応じて助成

◇麦担い手二毛作加算 15,000円／10 a

※担い手の麦類の二毛作作付面積に応じて加算

◇大豆担い手集積助成 10,500円／10 a

※担い手が集積した大豆の作付面積に応じて助成

◇みどりの食料システム戦略推進助成

11,500円／10 a

※担い手の耕畜連携の取組面積に応じて助成などとなっている。

功労者表彰や活動事例報告などで「創立30周年」を祝う 県集落営農法人等協議会が記念集会



県集落営農法人等協議会（会長：西村智文氏、事務局：県農業会議）の「創立30周年記念集会」が1月11日、高松市内のホテルで開かれた。

会員、関係機関・団体等80名が出席し、同協議会の一層の充実強化と会員の集落営農組織の発展・活性化へ思いを新たにした。

冒頭挨拶で西村会長は、「我々香川県集落営農法人等協議会は、創立30周年を契機として、これまでの活動成果を礎に、会員間の連携を一層強化し、会員組織の継続・発展・活性化等に向けて、協議会の活動を充実・強化するべく努力を重ねていく。今後とも関係機関・団体の皆様には一層のご指導ご支援をお願いしたい」と述べた。

県農業会議の三笠会長は「集落営農の組織

化・法人化に取り組もうとする集落への積極的な支援を期待する。農業委員会活動への協力もお願いしたい」などと祝辞を述べた。

集会では、協議会運営の功労があつた元会長等への表彰や協議会の活動経過報告、会員の事例発表などが行われた。設立9期目となる農事組合法人猿王営農組合の滝川代表理事からは、乾燥調製等作業支援やアスパラガス等経営の複合化・多角化などへの取り組み経緯や課題など、設立1年が経過した農事組合法人打越グリーンファームの中田理事からは、法人化への集落合意形成や法人運営上の苦労話など現場の実情が報告された。

また、記念集会に先立って行われた研修では、農林水産省農林水産政策研究所の窪山富士男氏から「集落営農の今後の取り組み」と題した講演があり、「集落営農が地域活性化のためにどのような活躍の場があるか検討し将来方向を決めていくことも必要ではないか」といった提案や「デジタル技術・データを活用して課題解決していく時代」だとして農業DXの紹介などがあったほか、県農政水産部農業経営課の岡崎課長から「香川県の集落営農の現状と課題」について情報提供があった。

==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

「令和5年度経営所得安定対策と米政策」

(A4判 16頁 税込110円)

令和5年産の主食用米の需要に見合った適正生産量は669万tで令和4年産と同水準となった。引き続き需要に応じた生産の取り組みを継続していくことが大切。

こうした中で、国は水田を畠地化し、高収益作物等の取組に対する支援を令和4年度補正予算・令和5年度予算に盛り込んだ。

令和5年産米の需給安定のためには、こうした情報や政策支援を活用して関係者が一丸となって適正生産量を目指す取り組みが欠かせない。

これら制度の普及啓発資料として、幅広く活用できるパンフレット。

令和4年分所得税の決算・確定申告の留意点

令和4年分の農業所得を含む所得税の確定申告は、令和5年2月16日（木）から3月15日（水）までとなっている。令和4年分から申告書はA・Bの区分がなくなり、これまでのほぼBと同様となる新しい申告書に一本化された。申告書の作成は、「令和4年分所得税の確定申告の手引き」（国税庁ホームページからダウンロード可）に沿って作成できる。

申告書の提出は、所轄税務署の受付や郵送等、また、e-Taxで申告することによる。

納付の方法は、①金融機関又は税務署の窓口、②口座振替（振替日：令和5年4月24日（月））、③コンビニエンスストア、④e-Taxなどから選択する。

決算・確定申告の留意点は次のとおり。

- ・所得税は、1月1日から12月31までの1年間に生じた全ての所得とそれに対する所得税の額を計算し、確定申告書を提出して納税（還付）する。
- ・このうち農業所得は、1年間の収入金額から必要経費を差し引いて求める。
- ・収入金額は、農畜産物の販売のほか、家事・事業消費、雑収入、農産物の棚卸（米、みかん等）の4つに分かれ、雑収入には各種補助金・交付金、農作業受託料、農事組合法人従事分量配当、JAの事業分量配当、収入保険保険金・特約補てん金などが含まれる。
- ・必要経費には、種苗・肥料費や、修繕費、共済掛金、動力光熱費などのほか、研修費、事務費などを計上する。農業に関連するものだけが経費になるので、電気・燃料等は事業用と家事用を按分し、所得控除の該当する国民健康保険などは経費に含めない。固定資産の修繕費と資本的支出の区分や、建物更正共済掛金の積立相当分の有無などにも注意する。
- ・取得価額が1個または1組が10万円以上の農機具等は取得金額全てが令和4年分経費とはならず、減価償却費の計算（農機具の耐用年数は7年）が必要となる。
- ・農業所得以外の給与所得、雑所得等があれば、それぞれの算出方法で所得を計算する。
- ・所得控除は、国民年金・国民健康保険等の社会保険料控除、生命保険料控除（最高12万円）、地震保険料控除（最高5万円）、扶養控除、医療費控除、寄付金控除（ふるさと納税等）等があり、それぞれ計算して合計する。
- ・全ての所得から所得控除を差し引いた課税所得が195万円以下であれば5%、所得が多くなるにつれ段階的に高くなる税率を適用して所得税を計算する。
- ・青色申告の特別控除については最高10万、複式簿記により記帳し申告書に貸借対照表・損益計算書を添付すれば最高55万円、さらに電子帳簿保存やe-Tax利用で最高65万円となる。

全国農業新聞の普及拡大の取り組みをお願い致します

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しており、全国農業新聞の活用、普及推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

年度末に向けて皆様方のさらなるご奮闘をお願い致します。

週刊 月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



＝常設審議委員会だより＝

11月28日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

11月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係14件（56,790.80m²）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 事務局から「農地法第3条第2項の許可基準及び、下限面積要件の廃止に伴う課題」、「食料・農業・農村基本法の検証・見直し状況」について説明した。

12月22日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

12月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係11件（44,626.68m²）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。

農業会議日誌

11月14日～1日13日	経営管理講習会（高松市ほか18会場）
11月16日、12月16日	かがわWeb就農相談会
11月28日	11月（第8回）常設審議委員会（高松市）
11月26日	新・農業人フェア（大阪府内）
12月20日	香川県農業再生協議会第34回総会（高松市）
12月22日	12月（第9回）常設審議委員会（高松市）
1月10～11日	令和4年度女性の委員登用促進研修会（東京都内）
1月11日	香川県集落営農法人等協議会創立30周年記念集会（高松市）

今後の主な日程

1月17日	市町農業委員会担当者会議
1月27日	1月（第10回）常設審議委員会
2月8日	香川県農業機械銀行協議会創立40周年記念集会
2月10日	話し合いスキルアップ研修会（地域計画の作成等に向けた話し合いの進め方研修（3回シリーズ））
2月20日	第32回香川県農業経営者研究交流集会
2月27日	農業会議第20回理事会
2月27日	2月（第12回）常設審議委員会
3月29日	かがわ農業経営者組織ネットワーク創立20周年記念集会

発行所：(一社)香川県農業会議 高松市仏生山町甲263番地1 電 話：(087)813-7751 F A X：(087)813-7752 発行人：近藤 弥
